

児童福祉審議会・専門部会の設置について ～保育所の設備・運営基準に関する検討～

1 設置の目的

現在、国会においては、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（いわゆる「地域主権改革一括法案」）が継続審議中である。この法案では、児童福祉施設の設備・運営基準について、都道府県等が制定する条例に委任することとされている。

特に保育所については、東京等の一部の地域において、待機児童解消までの一時的措置として、居室面積基準を緩和することが可能となっている。

都内の保育所待機児童数は、平成22年4月現在、8,435人となっており、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

については、居室面積基準をはじめとする保育所の設備・運営基準の設定、その他待機児童解消に向けた取組等について審議し、都条例案の立案及び今後の保育施策の向上に資することを目的として専門部会を設置する。

2 審議事項

- 東京都の保育の現状と待機児童対策について
- 保育所の設備・運営基準について
- 保育サービス向上のための取組について

3 審議日程

| | 開催日 | 審議内容 |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | 12月21日（火） | <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の保育の現状と待機児童対策について ・保育所の設備・運営基準について ・保育サービス向上のための取組について |
| 第2回 | 1月27日（木） | |
| 第3回 | 3月（予定） | <ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめ（案）について |

（注）以降の開催については、地域主権改革一括法案の審議の動向を見ながら検討